



各 位

平成 29 年 7 月 14 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役 CEO 益子 修
コード番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 IR 室長 斎藤 将孝
(T e l . 0 3 - 3 4 5 6 - 1 1 1 1)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容確定のお知らせ

当社が平成 29 年 4 月 24 日の取締役会において決議しました当社取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションの目的での新株予約権に関し、未定となっていました項目が下記のとおり確定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称

三菱自動車工業株式会社第 1 回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く。） 5 名 9,800 個

3. 新株予約権の目的たる株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、79 株 とする。本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該本新株予約権者による行使に係る本新株予約権の数に 41,200 を乗じて得られる値を 517.42 で除して得られる最大整数とする。以下、本新株予約権を行使した場合に当社が交付する当社普通株式の数を「割当株式数」という。

ただし、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様。）又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株に満たない端数については、これを切り捨てる。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を調整することが必要な場合は、当社は、合理的な範囲で調整することができ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

なお、本新株予約権は公正価額で発行されるものであり、有利発行には該当しない。

4. 発行する新株予約権の総数

9,800 個